

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

開会前に、昨日の予算特別委員会での答弁について、木村上下水道課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。木村上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

まずは、発言の機会を与えていただいたことに、議長、予算特別委員長をはじめ、議会関係者の皆様に感謝申し上げます。

昨日の浅利議員の質問で、予算書二百九十六ページの流域下水道維持管理負担金に人件費は含まれているのかとの質問に対し、そのように理解していると答弁しましたが、当該項目には人件費が含まれておらず、三百二ページの資本的支出の流域下水道建設負担金に含まれているものであります。

訂正し謝罪するものであります。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（奈良完治君）

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

三月八日付で今定例会に議案が一件追加提案されたため、配付のとおり、同日付で受理いたしましたので報告いたします。

日程第二、議案第四十一号を追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、追加提案といたしまして、ご説明申し上げます。

議案第四十一号藤崎町副町長の選任の件。本件は、現副町長の五十嵐 晋氏の任期満了に伴う後任の副町長として、現財政課長である三上孝之氏を選任いたしたく、ご提案申し上げますのであります。

三上氏は、昭和五十九年三月、弘前工業高校を卒業後、同年四月から三年間、臨時職員を経験した後、旧常盤村職員に奉職して以来、総務部門、財政部門、企画部門、教育部門、青森県への出向など、多岐にわたる分野において知識と経験を積み、平成三十一年四月からは財政課課長に就任し、その豊富な行政経験を生かし、これまで職務を堅実に全うされてこられました。

また、同氏は、誠実な方であるとともに、客観的かつ冷静な判断ができる方であり、現副町長の五十嵐氏の後を引き継ぎ、私の補佐役としてご尽力いただくには適任であると確信しているところであります。

よって、地方自治法第百六十二条の規定により、町議会の同意をお願いするものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞご慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第三、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第四、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決いたします。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第五、諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第三号を採決いたします。諮問第三号は原案のとおり認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、諮問第三号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第六、議案第三号藤崎町工場立地法に基づく準則を定める条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

工場立地法に基づく準則を定める条例案についてご質問いたします。

国の基準では、例えば緑地ですと二〇%以上、それを町として一〇%に緩和するという条例案だと思うんですが、それによって企業の立地促進を図られるという面はあるかと思えます。

そこで質問ですけれども、現状は二〇%の緑地を確保している企業が、この条例制定後、一〇%に減らすということは可能になりますか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、既存の企業で、二五%で緑地を確保している企業さんで、今後、一五%に減らすことは可能でございます。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

緩和することによって、企業も来やすい、それから雇用の促進も図れるかと思えますけれども、緑地を減らすというのは、ちょっと私は時代に逆行している面があるんじゃないかと思えますけれども、例えば町の総合計画でも、自然環

境の保全と景観形成についてのところございますよね。暮らしにおける脱炭素社会の実現とかをうたっていますよね。それで、SDGs、緑を守ろうとか、二酸化炭素削減とか、そういうSDGsに関してもここで取り上げているわけですが、そういう時代と逆行している面があるんじゃないかということに対してちょっと疑問を感じるんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、町の総合計画、それからSDGsなどにおいても、環境保全は大変重要な取り組むべき事項であると考えております。

ただ一方、やはり産業の振興、例えばSDGsで申しますと、九番目の目標に「産業と技術革新の基盤をつくろう」、それから八番目には働き方、そういうものをしっかりしていこうという目標も定めてございます。誰もが取り残されない、持続可能な産業化を進めるということも一方では必要であると思います。

やはり環境保全と企業立地、産業化というものは、これからはバランスを取りながら並行してしっかりとやっていく必要があると思いますので、町の総合計画、それからSDGsの理念から逆行しているということではないと考えてございます。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

時代の流れからいって、環境保全を考えて緑地化を、緑地地帯を残しておくことは非常に大事なことだと思うんですけども、この条例で想定している企業の規模とか、近隣の市町村のこの条例の制定の状況とかはどのようになっていますか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

まず、こちらの準則に係る対象企業は、国の工場立地法と同じでございまして、敷地面積が九千平米以上、建物面積が三千平米以上、どちらかの要件を満たす製造業ということになります。

あと、近隣の市町村では、弘前市さん、それから黒石市さん、平川市さんでも、町と同じような形で緑地面積率などを独自に設定して、企業誘致に取り組んでいるというところがございます。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

企業規模のところでもう一点、会社の従業員、事業所の従業員の数とか資本金、あるいはそういう会社概要についての規定とかはないんですか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

工場立地法に関しては、企業の資本金の規模ですとか従業員の数についての規定はございませんで、あくまで面積、それから業種の要件だけでございます。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四号藤崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五号藤崎町水道事業給水条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六号藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第七号藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）



異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第八号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第九号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第十号藤崎町ふじ原木公園設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十一号福館公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十二号榊公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十三号福島公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十四号福左内公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十五号藤崎町常盤地区コミュニティセンターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定によって、石澤貴幸議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時十九分

再 開 午前十時十九分

○議長（奈良完治君）

会議を再開します。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

石澤貴幸議員の入場を許します。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時二十分

再 開 午前十時二十分

○議長（奈良完治君）

会議を再開します。

日程第十九、議案第十六号藤崎町亀田地区交流センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十七号藤崎町水木地区ふるさとセンターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十七号を採決いたします。議案第十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十八号藤崎老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決いたします。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十九号徳下老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決いたします。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第二十号久井名館老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十号を採決いたします。議案第二十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第二十一号富柳老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十一号を採決いたします。議案第二十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第二十二号三ツ屋老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決いたします。議案第二十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第二十三号中野目研修集会センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決いたします。議案第二十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第二十四号三集落生活改善センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決いたします。議案第二十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十五号西中野目生活改善センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十五号を採決いたします。議案第二十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第二十六号藤越研修集会所の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決いたします。議案第二十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第二十七号白子研修集会所の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。



これから議案第二十七号を採決いたします。議案第二十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第二十八号林崎研修集会所の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決いたします。議案第二十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第二十九号平成会館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決いたします。議案第二十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議案第三十号若松転作研修館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決いたします。議案第三十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、議案第三十一号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第九回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

ページ数は二十四ページです。土木費の中で道路新設改良費、その中で委託料として、町道整備測量調査等業務委託料として八百五十万円ほど計上されているんですけども、その中身をもうちょっと詳しく説明していただきたい。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

これは、今年度の国の補正予算に伴い、令和六年度に予定していた修繕が必要である橋梁、三橋についての調査測量設計業務委託料を補助金申請したところ、採択されたことから追加補正したものであります。以上であります。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

橋梁というと橋だと思えるんですけども、それについて、前もこういう調査費つけていましたですよ。これで何か所分の調査委託をなさるといふ予定なんですか。橋のほうだけなんですか。道路だとかそういうのも入っているものなんですか。そのあたりを説明願いたいと思います。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

橋梁は三橋分、三つの橋の分の調査委託費になっております。

また、道路については、こちらのほうには入っておりません。以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

ページは二十三ページです。農地利用効率化等支援交付金、三百六十万円の減額、この理由についてお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

年度当初、四名の方が事業の実施を希望しておりました。その後、申請後、申請までの期間において、その四名の方のうち二名の方が事業の申請の取下げをしたことにより、三百六十万円の減額補正をしたものであります。以上です。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

事業を取下げたということなんですけれども、その取下げの理由についてお願いします。

○議長（奈良完治君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

二名の方、同じ理由なんですけれども、規模決定根拠が明確にできなかったことが主な原因によるものです。以上です。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

そうすれば、同じページのりんご共済制度加入促進事業費補助金、要するに果樹共済だと思っんですけれども、この減額の理由についてもお願いします。

○議長（奈良完治君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

こちらにつきましては、事業費の確定により、百九十三万五千円の減額となったものであります。以上です。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

事業費の確定は分かるんですけども、この減額になった内容というか、理由をお願いします。

○議長（奈良完治君）

休憩いたします。

休 憩 午前十時三十五分

再 開 午前十時三十六分

○議長（奈良完治君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

当初、三百六十万円見込んでいたんですけども、確定したものが百七十万円となって、百九十三万五千円の減額になったんですけども、これの内訳といたしましては、昨年令和四年八月の被害割合が三〇%を超えた方について、五割補助で支援するという方を周知かけまして算出したんですけども、実際のところ未加入者が、加入件数が三十三件いまして、実際のところ六名の方しか入らなかった、加入しなかったということで、その部分についての減額が主な

ものであります。以上です。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

今、三十三人のうち六人しか加入しないと、予算の執行も半分以下という、これは大きな数字だと思うんですけども、三十三人のうち六人しか入らないと、残りの二十七人の人はどうしたのか。収入保険に入っているとか、あまり必要性を感じないとか、この水害地帯ではリンゴやめるしかないとか、いろいろな理由があると思うんですけども、その理由について伺います。

○議長（奈良完治君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

いわゆる三十三名の方について、それなりのメリットを書いたもので取りあえず周知はしたんですけども、実際のところ、周知の期間も短かったこともあったんですけども、やっぱり掛け捨て状態になるという、その部分も農家の方は検討課題になったのかなというものがあまして、六名の加入にとどまったということだったと思います。以上です。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

この補助事業、新年度予算にもあると思うんですけども、この補助事業そのものを考え直す必要があるのではない

かと。今、国で収入保険を進めていることもあるし、この制度、補助事業の在り方について、今後どういう考えでいくのか、町長でもいいです、どういう方針でいくのかお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

基幹産業である農業、とりわけリンゴ、「ふじ」発祥の地ということで、様々な施策を講じて、全面的に行政でできることはできる範囲でバックアップしているところでございます。

二年前の八月の三日と九日と、青森県で初めて、一週間のうち二回も線状降水帯がこの青森県にとどまって、藤崎はもちろんのこと、板柳、弘前、鶴田、そして内水氾濫を起こした、例えば鱒ヶ沢とか、あるいは外ヶ浜とか、大被害が生じたところでございます。

おととしの八月の末に臨時議会を開いて、約二千数百万円を農薬の半額助成ということで、議会の理解もいただきながら実施しました。その後に、農政課と十分協議して、特に水害が頻繁に起こり得る、予想される白子、真那板地区の農家の果樹園の皆様には、収入保険並びに果樹総合に入るために、今までの三割補助から、その地域限定にして五割補助ということで、農政課も一生懸命ピンポイントで農家の皆さんにお知らせしたところでもございます。

現状は、農家もやっぱり、収入保険は積立方式も若干含まれている保険制度でございますが、総合になるとなかなか、積立でもなくて、掛金もある一定の負担があるということで、最後は自己判断というところになっております。

よって、新しい年度が明けましたら、町の考え方をその地域のリンゴ農家に、もちろん今まで以上に十分周知徹底を図りながら、万が一の災害に備えるというのは非常に大事なことでございますので、もうちょっとシンプルに分かりやすく、災害に備えるような努力を農家の方に訴えていきたいと、そう思っております。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

収入保険制度が始まって、四、五年たっていると思うんですけれども、農業経営に対する保険で、りんご共済と収入保険と二本立てで町が進めている、補助金を出しているというような状況になっているので、これはもうどちらかに統一する時期に来ているのではないかと思うんですけれども、りんご共済の補助のほうも、もう何年も収入保険と抱き合わせでやっているというのを農家の方も分かっていると思うし、これから先は収入保険にするべきだと思うんですけれども、その辺も再考する時期に来ていると思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

もちろん、今、奈良岡議員からお話あったようなことも踏まえながら、十分原課と、そしていわゆる農家の中心になる、例えば共防連とかですね、様々な団体も、農協さんもありますけれども、ちょっと新年度明けましたらその辺を十分協議して、本当に万が一に備えたときに、低保険を収めて、例えば収入保険はもう二割減でも補填される、八割補填されるというような制度でございますので、その辺も十分シンプルに訴えて、再考しながら検討してまいりたいと、そう思っております。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）



一般会計の補正予算、二十二ページの衛生費、予防費についてです。

その中で、胃がん検診委託料、一千三百万円ほど減額になっているんですけども、現状、どれぐらいの人を目標にして、結果はどれぐらいになって一千三百万円、一千三百万円ということは大変な数じゃないかなというふうに思うんですけども、当初の見積りがちょっと多過ぎたのか、一千三百万円減額の理由をどのように捉えて、来年度にどう生かすのかということについてのお考えなどありましたら、一千三百万円ほど減額の理由と現状について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

一千三百万円の減額につきましては、当初予算では全体の二〇%ほどと検診率を見込んでおりました。ところが、一月現在で六%未満と大分低く推移してございます。

議員ご存じのとおり、健診、特定健診を含めて、がん検診もですが、若干低めに検診率は推移してございます。これに関しましては、令和六年度から改めてもう一步進めるということで、健診の窓口、ウェブであったり、直通の電話であったりという形で健診の窓口を広げて、健診数を、特定健診、がん検診、全てですけれども、上げていこうという試みをやっけていこうと考えております。以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

そうすると、これは胃がん検診だけじゃなくて、胃がん検診などなんですか、具体的には。その辺はどうですか、胃がん検診だけ一千三百万円も減ったというのは、ちょっと考えられないんですけども。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

この項目につきましては、胃がん検診だけの項目になります。その他いろいろ検診ございますけれども、それぞれで予算は立てておりまして、胃がん検診のところ非常に減額が大きかったので、補正させていただいたというものです。以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十五、議案第三十二号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決いたします。議案第三十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第三十六、議案第三十三号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決いたします。議案第三十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三十七、議案第三十四号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決いたします。議案第三十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第三十八、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、配付しておるとおりであります。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和六年度各会計予算の議案第三十五号から議案第四十号までは、議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

日程第三十九、議案第三十五号令和六年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

令和六年度、二〇二四年度、歳入歳出の総額が七十九億円余であります。その大方は、町民の暮らし、福祉、教育、そして子育て支援、農業支援の予算であり、特に給食無償化の実施、稲わらすき込み事業の実施などなど、大きく前進

させたということについては、大きく評価しておるところでございます。

しかしながら、次の点で賛成できません。

一つは、政府が実施する定率減税は一年限りであり、その効果は限定的であると判断いたします。加えて、自治体の事務負担を増やすことにつながり、賛成できません。日本の全体と地域の経済、そして物価高騰に対応するためにも、消費税一〇％ではなく、五％の減税の実施、そしてインボイス制度の廃止などの措置を取ることが必要ではないかという理由からであります。

次に、国のシステム構築の一つになっておりますけれども、柱になっておりますけれども、マイナンバーカード関連予算と関係しまして、国民健康保険証が本年十二月で廃止されることに賛成できません。保険証は、現状の紙、ペーパーの保険証も含めて、併用型の措置を取るべきだというふうに思っております。

三つ目は、弘前実業校舎の「リンゴカ」の活用の中で、今回は指定管理料として四百十七万円ほど、農福連携人材育成五百三十万円ほど計上されておりますけれども、私は旧藤崎校舎の二階、三階でキノコ栽培をすることに賛同できません。また、展示スペースを広く取り、シェアオフィスなどを広げてスペースを確保していく措置を取るべきだという点から、賛成できません。

なお、ふじ原木公園の整備も予定されておるわけですがけれども、腐らん病にかかっている「ふじ」の原木の処置や方向性を、町長部局も含めて、農業委員会、担当部局も含めてですね、適切な対応と協議をしてくださることを補足しておきたいと思っております。

以上が、本一般会計、令和六年度の一般会計に賛成できない理由であります。

○議長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上議員。

○五番（三上道人君）

令和六年度予算に賛成するものであります。

三億一千万円の財政調整基金繰入金による予算編成は、財政健全化の観点からいえば、非常に厳しいものであると思います。しかしながら、藤崎町の重要施策である人口減少、定住対策などに配慮された予算案は、評価できるものであります。

一つには、ふじさき移住すまいづくり支援金を増額し、子ども医療費の助成についても高校生まで拡充しているほか、不妊治療費助成については、県の助成対象以外の治療や検査等も支援するなど、きめ細かな予算配分となっている点が挙げられます。また、産婦健診や妊婦歯科健診の無償化、小中学生の自転車用ヘルメット購入助成など、新たな予算も計上しており、出産、子育て世代にとって大きな支援になるものであると思います。

二つ目として、藤崎診療所の廃止に伴う地域医療支援の予算がしっかりと確保されていること、また、県内の町村部として先行的な取組である町営合葬墓の整備事業を予算化するなど、ハード・ソフト事業をバランスよく配分しており、町民本位の編成となっていることから、本予算に賛成するものであります。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります

これから議案第三十五号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第三十五号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第四十、議案第三十六号令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

令和六年度の町の国民健康保険特別会計の歳入歳出の総額は十七億五千万円でございますが、本予算は、健康保持や、町民の病気予防や治療にも欠かせないものであります。

会計上の不備があるということではありませんが、本会計に賛成できない理由の一つは、保険料負担が重過ぎることです。もちろん、医療費は増嵩している中ではありますけれども、保険税負担、一世帯当たり十六万円から十七万円ほどにもなるかと思われませんが、これはあくまでも平均でありまして、特に所得階層の高い三百万円から五百万円ほどの負担が重いというような実情でもあろうかと思っておりますので、負担軽減措置をさらに進めて、国、県の交付により負担軽減を図るべきだということでございます。

二つ目は、一般会計の反対理由でも述べましたけれども、本年十二月からマイナンバーカードによる本人確認受診の義務化、これについて賛成できません。マイナンバーカードで、現状、五％程度の利用率だと言われておりますけれども、マイナンバーカードがよければ急速に自然に増えていくものです。医療機関の対応策にも非常に困難を来す問題でもありますので、本会計に賛成できません。

○議長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。棚内議員。

○二番（棚内伸治君）

令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度の中核として、地域住民の持続可能な医療保険制度を構築し、国民健康保険の安定的運営に向け、平成三十年度からは都道府県と市町村が共同で国保の運営を行っております。

令和六年度の国保特別会計予算につきましては、医療給付費の見込みに基づく事業費納付金の確保、そして保険税の設定につきましても、低所得者層に配慮したものとなっております。

また、保健事業費におきます疾病予防費においては、疾病予防、重症化予防のための施策の充実を図り、医療費の削減とともに、被保険者の健康寿命の延伸を図る取組は高く評価できるものであります。

今後におきましても、医療費の適正化、町民負担の公平性を保ちながら、町民の健康保持に大きく貢献する事業を推進していただくことを期待し、本予算案に賛成するものであります。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第三十六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第三十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第四十一、議案第三十七号令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。



お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四十二、議案第三十八号令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四十三、議案第三十九号令和六年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四十四、議案第四十号令和六年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時〇六分

再 開 午前十一時〇六分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第四十五、議案第四十一号藤崎町副町長の選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十一号を採決いたします。議案第四十一号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十一号は原案のとおり同意することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時〇七分

再 開 午前十一時〇七分

○議長（奈良完治君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第四十六、陳情第五号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」の採択を求める陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。陳情第五号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、陳情第五号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

陳情第五号が採択となったことから、議案の追加提出がございますので、事務局に配付させます。

議事調整のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時〇九分

再 開 午前十一時十三分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

賛同議員より提出された、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書案を発議第一号として日程を追加し、日程第四十六の一として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は日程第四十六の一として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第四十六の一、発議第一号を議題とします。

これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。なお、意見書の取扱いについては、本職に一任願います。

日程第四十七、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会石澤貴幸委員長。

〔総務産業常任委員長 石澤貴幸君 登壇〕

○総務産業常任委員長（石澤貴幸君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る一月三十日、常任委員会を開催し、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業に関することの集落排水施設について集中審議し、中島地区と常盤地区の農業集落排水処理施設を現地視察いたしました。

町の公共下水道処理区域以外の農業集落排水処理区域は八区域になっており、七か所の処理施設で生活排水を処理していますが、加入率は令和四年度で七七・四％と加入が進んでいない状況です。

また、農業集落排水事業の経営状況は、処理施設の維持のための修繕や電気料金の高騰などのため、経費の不足分は一般会計からの繰入金に頼っているとのことでした。

県の将来的な計画では、町の農業集落排水を岩木川流域下水道へ接続することが推奨されており、町としても施設の老朽化を踏まえて検討が必要であるとの報告がありました。

処理施設の現地視察では、施設に流入された生活排水は、幾つもの処理槽でごみの撤去、消毒などの工程を経て、最終的に汚泥を分離し搬出するほか、一定の水質基準になるまで浄化した上で水分を放流し、臭いは強力な脱臭装置を通してから放出しているため、施設の内外にいても予想していたよりも気にならない程度でありました。

委員からは、一部の施設で経年による屋根のさびが目立つ箇所があるので、排水処理する施設であるから外観をきれいに保つよう修繕することや、排水にいろいろなごみが混入しているとのことであるため、住民に注意喚起をするように要望し、委員会を終了しました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（奈良完治君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員長三上道人委員長。

〔民生教育常任委員長 三上道人君 登壇〕

○民生教育常任委員長（三上道人君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告いたします。

去る一月二十三日、常任委員会を開催し、小中学校に関することのいじめ・不登校について集中審議し、適応指導教室の現地視察を実施いたしました。

全国の小中学校における不登校の状況は、不登校児童生徒数が約三十万人、小学校で一・七％、中学校で六％の割合となっており、不登校の要因は無気力や不安といったものが五〇％以上を占めている調査結果となっておりますが、県や町においても国と似たような状況にあり、その対応に苦慮しているところでした。

町では、不登校などの支援が必要な児童生徒に対応するために、新たに教育支援係を令和五年七月一日に設置し、適応指導教室の運営を行っているところでありますが、受入人数に対する指導員数が不足しており、教員資格を保有した指導員を確保するのも難航しているところです。

また、事務担当職員の確保、指導員の増員による事務室の拡張、子供たちが適応指導教室に通うための手段などの課題も残っています。

昨年、民生教育常任委員会で視察研修を行った、中部上北広域事業組合教育委員会の教育相談室を参考にしながら、適応指導教室の環境整備、不登校児童生徒の学力や進路、そしてどのようにすれば集団の中で行動でき、不登校児童生徒を増加させないかなどについて、教育委員会と意見交換し、集中審議及び視察を終了いたしました。

以上、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（奈良完治君）

日程第四十八、議会広報特別委員会報告を行います。

議会広報特別委員会から報告をお願いします。議会広報特別委員長五十嵐 忍委員長。

〔議会広報特別委員長 五十嵐 忍君 登壇〕

○議会広報特別委員長（五十嵐 忍君）

議会広報特別委員会に付託されております調査事件について、これまでの経過をご報告いたします。

議会広報の編集及び発行につきましては、議員選挙の関係で発行を一か月遅らせて、一月一日に第六号を毎戸に配布させていただきました。

委員の交代により、新たな六人のメンバーで六回の委員会を開催し、議員選挙後の議員紹介や、第五号以降から九月までの定例会や委員会の内容などを、議会ダイジェスト・C l o s e u p ! ・委員会レポートなどという形で特集しており、今回は令和八年四月に予定されているごみ収集方式の統一に焦点を当て、藤崎地区と常盤地区の収集方式の比較について分かりやすくお伝えいたしました。

編集に当たっては、紙面構成を協議した上で、各委員が分担して原稿作成、写真撮影を行うとともに、見出しや色遣いに特色を出し、町民の写真やイラストを多く使いながら編集しております。

今後も、委員会内や外部の研修の機会を活用しながら、編集技術を向上させ、親しみやすく読みたいくなる議会広報を目指して発行してまいります。

以上、議会広報特別委員会の活動についてご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第四十九、議会運営委員会の閉会中の継続事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第五十、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申出のとおり決定いたしました。

日程第五十一、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会広報特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しましたが、三月三十一日をもって退任されます五十嵐副町長から、退任に際して挨拶の申出がありましたので、これを了承いたします。五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいま議長のお許しがありましたので、発言をさせていただきます。



先ほどは、私の後任の人事案件につきまして、三上財政課長の選任の案件に全会一致での同意をいただき、誠にありがとうございました。これで私もようやく安心して退任することができます。

副町長として、二期八年間務めたわけですが、これもひとえに議会の皆様のご支援があったおかげというふうに思っております。本当にありがとうございました。

特に、テラスの経営をした際には、適切な指示、ご助言をいただき、現在ではどうにかテラスのほうは順調に推移しているようであります。また、藤崎町、幸福度ランキングにおきましても、また、この周辺地域において過疎指定を唯一受けてない地域と、町ということで、これはまさに議会の皆様と、それから行政の私どもが一体となって推進してきた政策が町内外の方から支持されているものというふうに認識をしております。

今後、議会、行政、切磋琢磨しながら、町民に寄り添った施策を推進していただきますことをお願い申し上げます。退任の挨拶といたします。

本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（奈良完治君）

五十嵐副町長におかれましては、豊富な行政経験を生かし、平田町長を補佐しながら数々の重責を果たされてきたことに敬意を表します。

そして、今月で退職されます課長の皆様におかれましても、長きにわたり藤崎町を支えてこられたことに対しまして感謝申し上げます。

五十嵐副町長と退職される課長の皆様には、今後とも町政発展のため、ご指導を賜りますようお願いいたしますとともに、なお一層のご多幸、ご健康でありますことをお祈り申し上げます。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和六年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十九分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長      奈 良 完 治

署名議員      阿 部 祐 己

署名議員      五 十 嵐              忍

署名議員      奈 良 岡 文 英